薬の副作用は？

一般には1―2％以内

【質問】先日、腰が痛くなり整形外科を受診しました。幸い軽いぎっくり腰とのことで痛み止めを処方され、近所の調剤薬局で薬をもらいましたが、説明文書を見て驚きました。副作用のところを読むと、死に至るような病気がいろいろ並んでいます。恐ろしくなってのむのはやめておこうかなとも思いましたが、三日間服薬。腰痛もほとんどなくなり、副作用も出なかったので安心しましたが、患者は効果と副作用のどちらを重視すればよいのでしょうか。

（会社員）

【答え】現在、わが国では約一万二千種類もの薬が医療保険で使用されていますが、いずれの薬も国の厳しい基準を通ったものばかりです。従って、効き目が悪い、あるいは副作用がひどい薬は承認されていません。

薬の説明書（効能書き）には効く病気（効能・効果）、投与量とともに、注意して投与する必要がある病気、副作用について必ず記載されています。医師が処方し、調剤薬局でもらう薬にも、効能書きに記された効能・効果とともに副作用についても一つ一つの薬に記載してあるはずです。

あなたがもらった薬はおそらく鎮痛・消炎剤と思われ、副作用としてショック、消化管出血、白血球減少、急性腎不全、ぜんそく発作などが記載されていたのでびっくりされたのでしょう。鎮痛・消炎剤は抗がん剤、抗生物質と並んで特に副作用が強い薬です。どんな薬にも副作用はつきもので、全身のあらゆるところに出る可能性があり、軽い胃腸症状から死に至るものまで程度はさまざまです。しかし、抗がん剤は別として、ほとんどの薬は副作用の出現する頻度は多くても10％、一般には1―2％以内です。重症の障害はほとんど0・1％以内で、例え長崎県で一人しか出ないような副作用でも説明書には記載されます。医師はたいていの場合、薬の説明は一通りしますが、副作用の頻度が多い、あるいはまれではあっても急を要する副作用については特に注意します。

ただ、普段使用している薬のすべての副作用についていちいち説明したために、かえって患者さんが不安に思われ、服薬をやめられては病気も治りません。もし、副作用と思われる症状が出たときは、まず、主治医に連絡して指示を聞かれることが大切です。

（県医師会）

医療制度Q&A

症状出たら医者の指示を